

# 環境事業概要

平成 29 年度

(平成 28 年度実績報告書)

藤岡市役所 市民環境部 環境課

## 目次

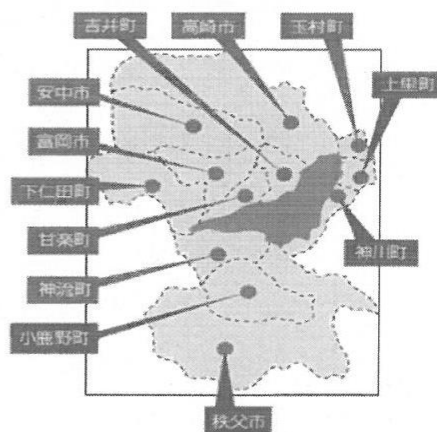
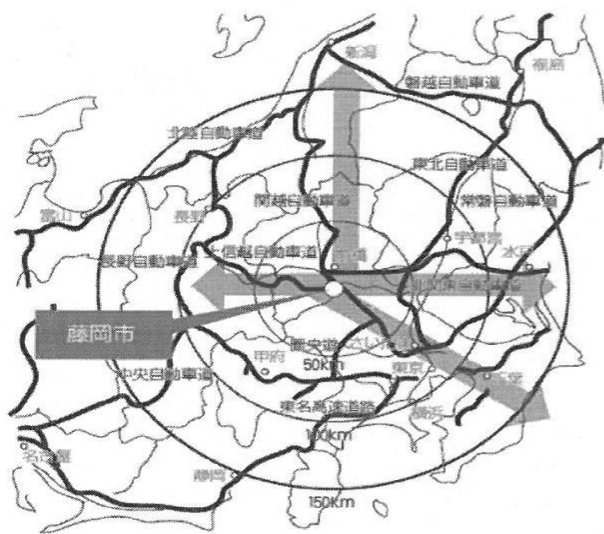
I	藤岡市の概況	
1	位置・面積	1
2	地形・水系	1
3	人口及び世帯数	2
4	気象	2
5	産業	2
II	藤岡市環境審議会	
1	藤岡市環境審議会	3
III	地球温暖化対策	
1	藤岡市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	4
2	グリーンカーテンの推進	6
3	レジ袋の削減	6
4	第一種特定製品の適正管理	7
5	再生可能エネルギーの導入推進	7
IV	環境保全	
1	不法投棄対策	11
2	環境美化の推進	12
3	公害苦情処理	13
4	大気関係	14
5	騒音・振動関係	18
6	水質関係	23
7	悪臭関係	26
8	有害化学物質	28
9	公害防止施設整備資金	29
10	環境保全協定	30
V	環境衛生	
1	狂犬病の予防	31
2	スズメバチ駆除費補助事業	32
3	墓地、納骨堂等の経営等の許可等	32
4	飲料水の衛生管理	33
VI	藤岡市環境基本計画	
1	計画の概要	35
2	計画期間	35
3	望ましい環境像と4つの基本目標	35
4	計画の進捗状況	36

# I 藤岡市の概況

## 1 位置・面積

本市は群馬県の南西部に位置し、東は埼玉県上里町・神流町、西は高崎市（旧吉井町）・甘楽町、南は神流町、埼玉県秩父市、北は高崎市（旧新町）、玉村町と隣接し、総面積は平成 18 年 1 月 1 日に鬼石町と合併し 180.29km<sup>2</sup>となりました。

また、市内には関越自動車道と上信越自動車道が通ることで、東京圏から藤岡インターチェンジまでは約 1 時間で結ばれています。

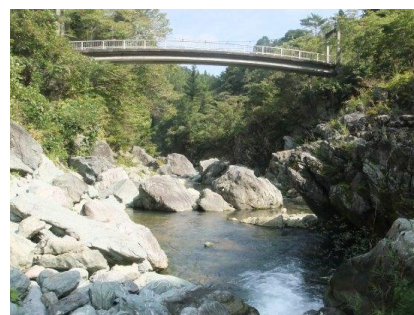


資料：第 4 次藤岡市総合計画書

## 2 地形・水系

本市は関東平野の北西に位置し、市街地や農地のほとんどは標高 80~100mの平坦地に分布しています。また、市南部から南西部にかけては秩父山地に続く山岳部で、市内の標高分布は、烏川河床の 57mから赤久縄山の 1,522mに及んでいます。

また、市内には利根川水系である鮎川、鎚川、烏川、神流川が流れ、最南部には首都圏の水瓶の下久保ダムがあり、緑と清流に恵まれた都市です。



国指定名勝及び天然記念物三波石峡

### 3 人口及び世帯数

人口は減少傾向にある一方で世帯数は増加傾向にあります。

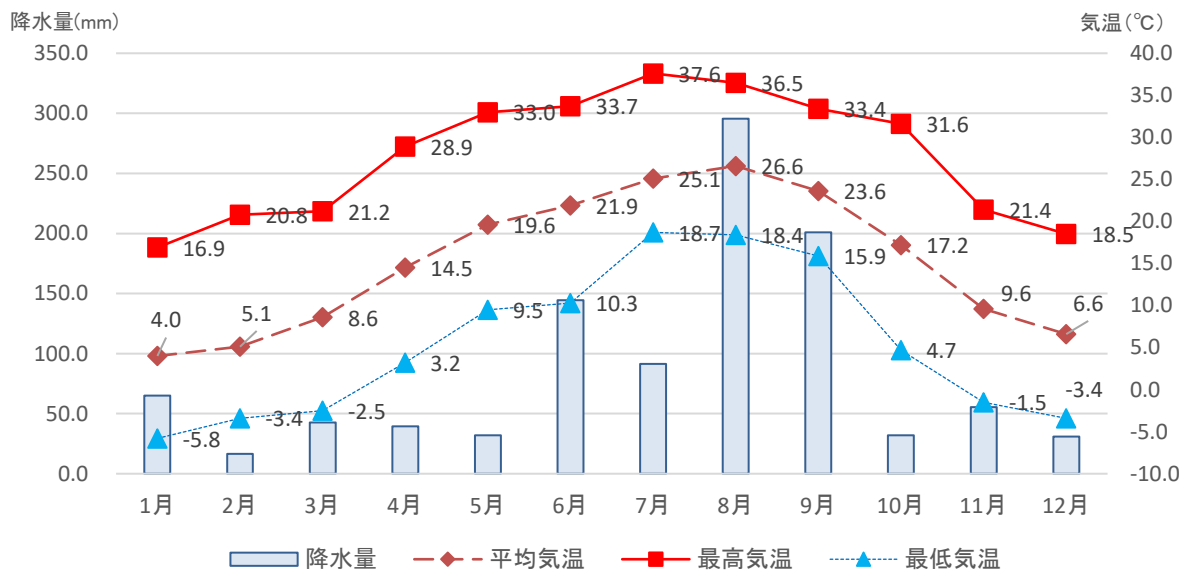
〔表〕人口及び世帯数の推移（各年度4月1日現在）

	単位	人口(総数)	人口(男)	人口(女)	世帯数	1世帯当たり人員	人口密度
H25	人	68,506	33,627	34,879	26,281	2.61	380.4
H26	人	68,194	33,442	34,752	26,486	2.57	378.7
H27	人	67,596	33,197	34,399	26,573	2.54	374.9
H28	人	67,001	32,862	34,139	26,841	2.50	371.6
H29	人	66,564	32,652	33,912	27,099	2.46	369.2

資料：藤岡市統計書

### 4 気象

本市は内陸に位置するため、夏期と冬期で気温の変動が大きいことが特徴となっており、夏期には最高気温が35℃を越す猛暑日が続くことがある一方で冬季には最低気温が氷点下に達することがあります。



〔図〕気象降水量の月別変動（平成28年）

資料：藤岡市統計書

### 5 産業

農業・・・農家数 1,798 戸 経営耕地面積 1,067ha (H27.2.1 現在)

工業・・・事業所数(従業員4人以上) 219 事業所 (H26.12.31 現在)

商業・・・店舗数 557 店 (H26.7.1 現在)

林業・・・総土地面積 18,029ha 林野面積 6110.3ha 森林率 33.9% (H29.1.1 現在)

資料：藤岡市統計書

## II 藤岡市環境審議会

### 1 藤岡市環境審議会

藤岡市環境審議会は、良好な環境の保全及び創造を図るための推進体制として、藤岡市環境基本条例第 17 条の規定に基づき設置された機関です。

審議会では、市長の諮問に応じ藤岡市環境基本条例第 4 条に規定する施策の策定に関することや、良好な環境の保全及び創造に関する基本的事項に関することについて調査・審議し、市長へ答申する役割を担っています。

〔表〕 藤岡市環境審議会委員名簿

平成 29 年 6 月 1 日現在(敬称略)

	所属機関等	氏名
学識経験者	群馬医療福祉大学院研究科長	サザワ タケシ 笹澤 武
	医学博士	ハラ ヨシコ 原 善彦
市民及び各種団体を 代表する者	藤岡市区長会	アキバ マサミチ 秋葉 正道
	藤岡市連合婦人会	カナイ キミヨ 金井 君代
	藤岡市商工会議所 青年部	ヤマグチ ヌウスケ 山口 雄資
	藤岡市健康推進員協議会	アライ エイコ 新井 栄子
	藤岡青年経営者協議会	マルヤマ ダイスケ 丸山 大介
	藤岡労働基準協会	イシザキ カツヒロ 石崎 勝宥
	公益社団法人群馬県環境資源保全協会藤岡支部	カンダ カズオ 神田 和生
	カワゲラの会	カケガワ ヌウコ 掛川 優子
	藤岡市宮本町生活学校	ア ダチ キヨミ 安達 清美
群馬県環境アドバイザー藤岡ブロック	タ グチ イサオ 田口 勇夫	
行政機関職員	西部環境森林事務所	ホシノ タカマサ 星野 隆昌
	藤岡市小中学校校長会	サイトウ トシアキ 斎藤 俊明

※任期:平成 28 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

※環境審議会は、平成 8 年 4 月 1 日に設置

### Ⅲ 地球温暖化対策

#### 1 藤岡市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

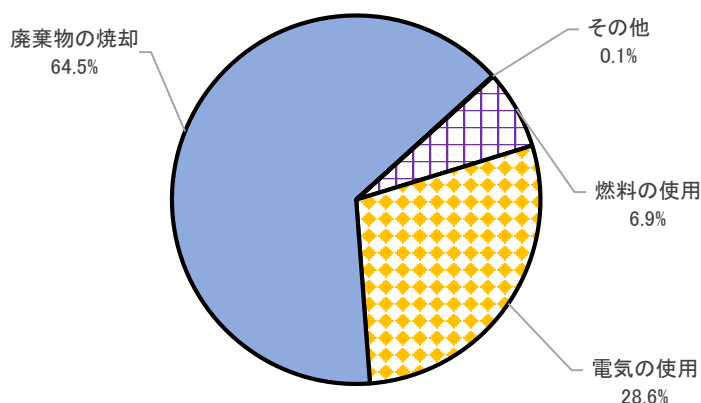
「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条の規定に基づき、本市の事務事業に関し、自らが事業者・消費者として温室効果ガスの排出抑制等に取り組むことにより、地球温暖化対策の推進を図ると共に、市の率先的な取り組みを市民及び事業者へ示すことによって、普及啓発を行うことを目的とします。

##### （1）温室効果ガスの排出状況（CO<sub>2</sub>換算）

継続した節電、省エネ対策により電気及び燃料の使用に伴う温室効果ガスの排出は減少しましたが、清掃センターへ排出される一般廃棄物とそれに含まれる廃プラスチックが増加したことにより基準年度比5.1%増加し、目標である基準年度比△5.0%に至りませんでした。

〔表〕各年度における温室効果ガスの排出状況（各年度）

		H22 (基準年度)	H24	H25	H26	H27	H28	削減率	
								前年比	H22年比
燃料の使用	ガソリン	190,089	191,001	195,388	186,544	177,475	179,113	-4.9%	-6.6%
	灯油	548,978	534,742	512,619	496,396	479,574	521,406	-3.4%	-12.6%
	軽油	160,832	146,077	144,072	141,936	130,231	133,030	-8.2%	-19.0%
	A重油	424,251	352,300	384,820	352,300	355,010	327,910	0.8%	-16.3%
	液化石油ガス(LPG)	139,701	135,408	122,193	118,881	111,534	113,034	-6.2%	-20.2%
	都市ガス	51,690	31,318	25,017	24,035	24,269	28,991	1.0%	-53.0%
電気の使用		5,603,848	5,272,158	5,309,676	5,180,040	5,402,988	5,377,140	4.3%	-3.6%
自動車の走行		8,664	8,974	8,664	8,995	8,995	9,305	0.0%	3.8%
カーエアコンの使用		2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	0.0%	0.0%
麻酔ガスの使用		0	0	0	0	0	0	-	-
一般廃棄物の焼却		447,524	474,536	454,985	456,535	451,244	450,934	-1.2%	0.8%
廃プラスチックの焼却		10,345,383	11,608,835	10,267,972	12,794,877	9,623,805	11,689,011	-24.8%	-7.0%
計		17,923,560	18,757,949	17,428,006	19,763,139	16,767,725	18,832,474	-15.2%	-6.4%
対基準年度比		-	4.7%	-2.8%	10.3%	-6.4%	5.1%	※備考: 数値は教育委員会 部局を含む市の全ての事務 事業が対象。ただし指定管理 施設を除く。	
目標値		-	17,744,324	17,565,088	17,385,853	17,206,618	17,027,383		
削減率(目標)		-	1.00%	2.00%	3.00%	4.00%	5.00%		



〔図〕原因活動別の排出状況  
(平成28年度)

## (2) 温室効果ガス以外の環境負荷状況

水を効率的に利用することは、上水道を利用するために必要となる浄水場におけるエネルギー使用量の削減に繋がります。また、事務で使用する用紙の削減に関しては、二酸化炭素の吸収源である森林資源の保全、廃棄物の削減の観点からも重要な取組です。

藤岡市地球温暖化実行計画では、温室効果ガスの削減に節制的につながる取り組みとして、基準年度比 5%削減することを目標に節水の励行や裏面用紙の再利用など取り組みました。

〔表〕上水道及び用紙使用状況（各年度）

	単位	H22 (基準年度)	H24	H25	H26	H27	H28 (最終年度)
水道使用量	m <sup>3</sup>	160,546	160,070	152,537	148,612	138,872	139,446
基準年度比	%	-	-0.3%	-5.0%	-7.4%	-13.5%	-13.1%
前年比	%	-	-	-4.7%	-2.6%	-6.6%	0.4%
用紙使用量	枚	16,114,125	16,813,250	16,034,375	16,730,775	16,714,875	15,764,925
基準年度比	%	-	-4.2%	0.5%	-3.7%	-3.6%	2.2%
前年比	%	-	-	-4.6%	4.3%	-0.1%	-5.7%

## (3) グリーン購入の推進

「環境物品等の調達に関する法律（通称：グリーン購入法）」の基づく、「藤岡市グリーン購入基本方針」を平成 25 年に策定し、環境配慮物品の購入を積極的に進めています。

### ①対象範囲

市のすべての期間が行い物品等の購入を対象とします。

### ②購入する物品等の選定基準

- ・ 環境や人の健康に被害を与えるような物質の使用及び放出が削減されていること。
- ・ 第三者機関の認定環境ラベルを取得したものを選択すること(エコマーク・グリーンマーク・国際エネルギースタープログラム等)。
- ・ 再生された素材や再使用された部品を多く使用していること。
- ・ 長期間の使用ができること。
- ・ リサイクルが可能であること。
- ・ 廃棄するとき処理や処分が容易なこと。
- ・ 包装等が過剰でないこと。



## (4) エネルギー使用の合理化

平成 22 年 4 月施行の「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(以下、「省エネ法」という。)により、特定事業者(1 年度間のエネルギー使用量(原油換算値)が 1,500k $\ell$  以上の事業者)は、中長期的にみてエネルギー使用に係る原単位を年平均 1%以上低減することが努力義務化

されました。

本市の市長部局における事業（教育委員会を除く全ての施設(指定管理施設を含む)で行う事業）は、特定事業者として指定を受け、省エネ法の下、エネルギー（電気・燃料・熱）の使用の合理化に取り組んでいます。

〔表〕エネルギー使用量等（各年度）

		単位	H24	H25	H26	H27	H28
対象施設数		施設	167	168	169	172	174
エネルギー使用量		kℓ	4,788	4,508	4,219	4,233	4,242
エネルギー使用に係る原単位の対前年度比	市町村機関	%	98.5	80.1	91.1	99.5	100.5
	火葬業	%	95.7	104.5	101.1	95.6	99.6
	ごみ処分業	%	102.3	105.3	94.2	101.2	102.0
	公園	%	92.3	98.8	96.8	98.9	103.1
	上水道業	%	103.5	100.7	97.4	102.9	101.0
	一般病院	%	103.8	95.7	101.1	102.9	106.1
	合計	%	100.8	93.1	94.7	100.6	101.5

## 2 グリーンカーテンの推進

夏季の節電、省エネに繋がる取り組みとしてのグリーンカーテンの設置を推進するため、平成23年度より本庁及び鬼石総合支所の窓口において市民へ植物の種の配布を行っております。



庁舎内に設置したグリーンカーテン

〔表〕種の配布状況（各年度）

		単位	H24	H25	H26	H27	H28
あさがお		袋	180	200	280	410	450
ふうせんかずら		袋	210	200	210	160	160

## 3 レジ袋の削減

ごみの減量化による地球温暖化防止に繋がる取り組みとして群馬県環境にやさしい買い物スタイル普及促進協議会と連携し、平成25年度より市内のスーパーなどの店頭においてレジ袋削減の啓発活動を実施しています。



店頭啓発の状況

〔表〕店頭啓発実施状況（各年度）

		単位	H25	H26	H27	H28
実施回数		回	1	1	2	3



#### 4 第一種特定製品の適正管理

オゾン層の保護及び地球温暖化防止のために施行された「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 27 年 4 月 1 日施工）」により、第一種特定製品（業務用エアコンディショナー及び冷凍・冷蔵機器）の管理者には、同製品に充てんされたフロン類（温室効果ガス）の漏えい防止や漏えい量の報告などが義務付けられることになりました。

〔表〕 第一種特定製品の設置状況（各年度末現在）

	単位	H27	H28
空調機器	台	584	590
冷凍・冷蔵機器	台	83	83
算定漏えい量	t-CO <sub>2</sub>	6.0	18.8

#### 5 再生可能エネルギーの導入推進

##### （1）太陽光発電

##### ①住宅への太陽光発電の推進

藤岡市地域新エネルギービジョンに基づき、地球温暖化対策及び再生可能エネルギーの普及を図るため、平成 21 年度より住宅用太陽光発電システムを設置した市民に対し補助金を交付しています。



事業開始以降の最大出力の累計が 6.3MW となり年間約 3,497t-CO<sub>2</sub>（1kw あたりの発電量を 1,000kwh とした場合）もの温室効果ガスの削減に繋がっています。

〔表〕 住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付状況（各年度）

	交付件数	交付額計	補助対象経費計	平均出力	最大出力計
H21	118件	27,890千円	269,878千円	3.66 kw	432.3 kw
H22	133件	33,176千円	289,772千円	3.92 kw	521.0 kw
H23	345件	88,130千円	806,091千円	4.26 kw	1,468.0 kw
H24	259件	38,349千円	523,000千円	4.36 kw	1,128.5 kw
H25	236件	35,567千円	456,530千円	4.54 kw	1,072.3 kw
H26	151件	22,772千円	278,784千円	4.58 kw	691.4 kw
H27	96件	7,118千円	173,306千円	4.61 kw	442.3 kw
H28	108件	8,223千円	200,665千円	5.05 kw	545.2 kw
合計	1,446件	261,225千円	2,998,026千円		6,301.0 kw

※1 H21～23 年度の補助単価は 1kw あたり 7 万円(上限 28 万円)

※2 H24～26 年度の補助単価は 1kw あたり 4 万円(上限 16 万円)

※3 H25～28 年度の補助単価は 1kw あたり 2 万円(上限 8 万円)

②市有施設への導入状況

小中学校などの市有施設の新設や改修の際に自家消費型の太陽光発電を導入しています。

また、平成 28 年度に完成した鬼石総合支所には災害対策として蓄電池を併設しています。



太陽光発電(鬼石総合支所)

〔表〕市有施設における太陽光発電の導入状況（平成 28 年度末現在）

施設名	最大出力	稼働開始年度	付帯設備
日野小学校	0.5 kw	H16	風力発電(0.2kw)併設
東中学校	5.0 kw	H21	
神流小学校	10.0 kw	H22	
鬼石小学校	5.0 kw	H22	
鬼石北小学校	5.0 kw	H22	
北中学校	10.0 kw	H22	
生涯学習センター	10.0 kw	H22	
藤岡第一小学校	10.0 kw	H24	
小野小学校	10.0 kw	H24	
美九里東小学校	10.0 kw	H24	
美九里西小学校	10.0 kw	H24	
美土里小学校	10.0 kw	H25	
平井小学校	10.0 kw	H25	
鬼石総合支所	10.0 kw	H27	蓄電池(10kwh)併設
鬼石中学校	10.3 kw	H28	

〔表〕太陽光発電による発電状況及び温室効果ガス削減量（平成 28 年度）

	施設数	最大出力計	年間発電量	CO <sub>2</sub> 削減効果
太陽光発電	15施設	125.8kw	147.615kwh	81.9t-CO <sub>2</sub>

## (2) 小水力発電

新エネルギーの普及啓発のため、市内2箇所にマイクロ水力発電所を設置しています。

### ○藤岡北高校マイクロ eco(エコ)水力発電所



設置場所: 藤岡市下大塚地内(藤岡市土地改良区「野溝幹線水路」の流末排水路)

発電方式: 上掛けクロスフロー水車による

出力: 0.25Kw(水力 0.1kw+太陽光 0.15kw)

使用水量: 0.581m<sup>3</sup>/s(最大)、0.020m<sup>3</sup>/s(常時)

流速: 0.7m/s(平均)、落差: 0.2m

発電用途: 自家消費(防犯灯の電力として使用)

設置年月日: 平成 22 年 3 月

### ○美土里堰農村公園マイクロ水力発電所



設置場所: 藤岡市鮎川地内(美土里堰農村公園内)

発電方式: 下掛けクロスフロー方式による

出力: 0.1kw

使用水量: 0.581m<sup>3</sup>/s(最大)、0.020m<sup>3</sup>/s(常時)

流速: 0.8m/s(平均)、落差: 0.7m

発電用途: 自家消費(公園内のトイレと防犯灯の電力として使用)

設置年月: 平成 25 年 4 月

### 3 電気自動車（EV車）用急速充電器の設置

環境性能が高い次世代自動車を普及促進するため、「道の駅ふじおか（ららん藤岡）」と「道の駅おにし」に電気自動車(EV)用急速充電器を設置しています。

○道の駅ふじおか（藤岡市中 1,131 番地 8）



利用時間: 24 時間  
 利用料金: 1回の充電(30分又は80%)  
 につき 500 円  
 定休日: 年中無休  
 稼働開始年月: 平成 26 年 3 月

○みちの駅上州おにし（藤岡市譲原 1,088 番地）



利用時間: 24 時間  
 利用料金: 1回の充電(30分又は80%)  
 につき 500 円  
 定休日: 火曜日  
 稼働開始年月: 平成 26 年 3 月

〔表〕急速充電器利用状況（各年度）

	単位	H26	H27	H28
道の駅ふじおか	台	119	100	116
道の駅上州おにし	台	24	15	30

## IV 環境保全

### 1 不法投棄対策

不法投棄をされないためには、日頃から注意して現地を訪れたり、必要に応じて土地の周囲に囲いを設けるなど、自己防衛することが大事です。

市では原則、私有地に捨てられた不法投棄物の回収は行いません。不法投棄した者が不明の場合には、土地や建物の所有者（管理者）が片付けざるを得ないこともあります。



不法投棄の現場

#### (1) 不法投棄監視パトロール

不法投棄を未然に防ぐため監視パトロールを行っています。

〔表〕 不法投棄監視パトロールの実施状況（各年度）

	単位	H24	H25	H26	H27	H28
実施日数	日	217	135	131	131	138
回収量	t	1.6	1.8	1.3	0.4	1.5

※回収量は、市道や市有の公共施設などへ投棄されたものです。

#### (2) 不法投棄防止啓発看板の配布

行政区の要望に応じ、不法投棄防止啓発看板の配布を行っています。



不法投棄防止啓発看板

〔表〕 啓発看板配布実績（各年度）

	単位	H24	H25	H26	H27	H28
配布枚数	枚	21	21	22	29	20

#### 《 不法投棄に関する通報先 》

夜間や早朝に、山間部などの人目につかないところで、短時間の間に投棄を繰り返す、組織的かつ悪質な廃棄物の不法投棄が発生しています。地域の環境を守っていくために、市民皆さんの力が必要です。『早期発見・早期撤去』のため、早めの通報にご協力をお願いします。

- ① 県産業廃棄物110番（ハイゴミツーカー） TEL 0120-81-5324
- ② 西部環境森林事務所 TEL 027-323-5530

## 2 地域美化活動の推進

### (1) 地域美化活動推進事業補助金

環境美化に対する市民意識の高揚を図り、もって市民等と市が協働してごみのないきれいな公共空間の創出を図ることを目的として、地域美化活動実施団体に対し補助金を交付しています。

地域美化活動推進事業の対象となる活動は、道路側溝の清掃、道路や河川及び公園などの除草清掃や草花の植栽です。

なお、花と緑のクリーン作戦などの同趣旨の制度との併用やごみ拾いのみの活動は対象外です。



登録団体による活動状況

〔表〕地域美化活動推進事業登録団体（平成28年度）

	団体名	活動場所	活動実績	
			延べ活動者数	活動回数
1	第48区長(根岸)	市道沿線(根岸地区)	106人	3回
2	緑埜北組融和会	市道沿線(緑埜地区)	106人	4回
3	緑町青壮年会	市道沿線(藤岡地区)	54人	3回
4	笹川環境美化桜の会	笹川南広場とその周辺	87人	3回
5	琴辻組合	市道沿線(三波地区)	30人	3回
6	ふれあいガーデン	市道沿線(西平井地区)	46人	5回
合計			429人	21回

〔表〕地域美化活動推進事業の登録状況等（各年度）

	単位	H24	H25	H26	H27	H28
登録数	団体	13	14	9	6	6
交付額計	円	260,000	280,000	180,000	120,000	120,000

### (2) 地域美化活動に係るごみ袋の配布

行政区やボランティアなどの団体が清掃活動を行う際に使用するごみ袋の配布を行っています。

〔表〕ごみ袋配布状況（各年度）

	単位	H24	H25	H26	H27	H28	
活動団体数	団体	41	49	39	32	28	
活動参加者数	人	-	-	-	4,756	3,433	
配布数	可燃ごみ	枚	3,575	3,410	3,110	2,930	2,350
	不燃ごみ	枚	1,550	2,620	1,760	2,210	1,770
	合計	枚	5,125	6,030	4,870	5,140	4,120

### 3 公害苦情処理

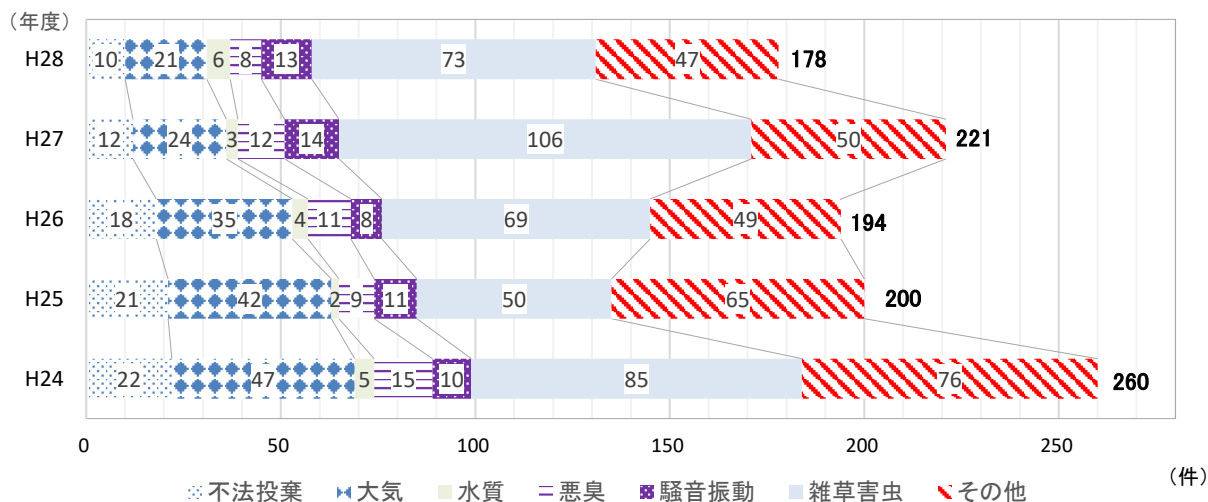
市民から寄せられる公害の苦情相談は、日常の生活に関わる環境の情報であり、市民の生活環境に対する「住み良さ」「快適さ」をあらわす目安にもなります。

従前の苦情は製造業や畜産業等が主な発生源でしたが、近年は市民の日常生活や事業活動のすべてが苦情発生の要因になってきています。

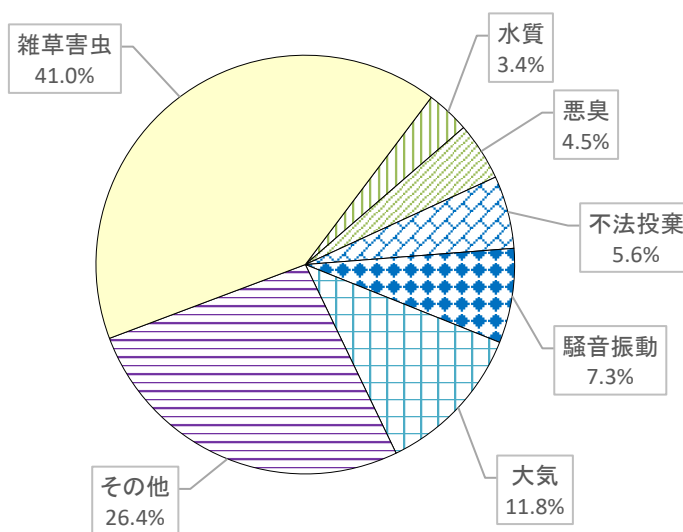


屋外焼却による悪臭の発生

近年では、ごみの野焼きや不法投棄、室外機や自動車による騒音、工事による騒音や振動、飲食店から騒音や排気臭など苦情も様々ですが、特に近年は、空地の雑草やペットなどを起因とする市民の日常生活における苦情が増加しています。



〔図〕 苦情処理状況の推移（各年度）



〔図〕 苦情処理の内訳（平成 28 年度）

## 4 大気関係

### (1) 大気汚染防止法

大気汚染防止法は、事業所からのばい煙等の排出を規制し、並びに自動車排出に係る許容限度を定めることなどにより、大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的としています。

本法は、規制対象物質として、ばい煙、粉じん、自動車排出ガスを定めています。事業所に設置されている施設のうち、特にばい煙発生施設、粉じん発生施設を定め、各々排出基準等を定めるとともに、事業者には排出基準の遵守、県知事への発生施設の届出等を義務付けています。

### (2) 一般大気測定結果

#### ①硫黄酸化物

硫黄酸化物は、石炭、石油などの硫黄分を含む燃料を燃やすことに伴って発生し、代表的なものとして二酸化硫黄と三酸化硫黄などがありますが、大部分は二酸化硫黄として排出されます。

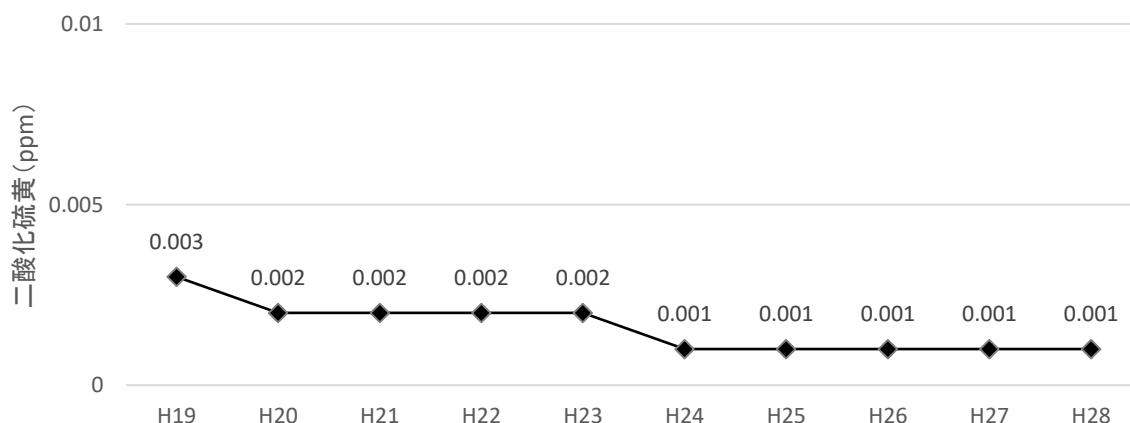
二酸化硫黄は刺激性の強いガスで、1～10ppm 程度で呼吸機能に影響を及ぼします。

主な発生源としては、火山ガスやボイラーなどの重油の燃焼によるものがあります。

二酸化硫黄の環境基準は1時間値の1日平均値が0.04ppm 以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm 以下であることです。

平成28年度における測定結果は、県内全ての測定局において環境基準<sup>\*</sup>を達成しています。

<sup>\*</sup>環境基準：人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準で、環境施策に係る行政上の目標のことです。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音について定められています。



〔図〕 二酸化硫黄の測定結果（各年度）

資料：群馬県

#### ②窒素酸化物

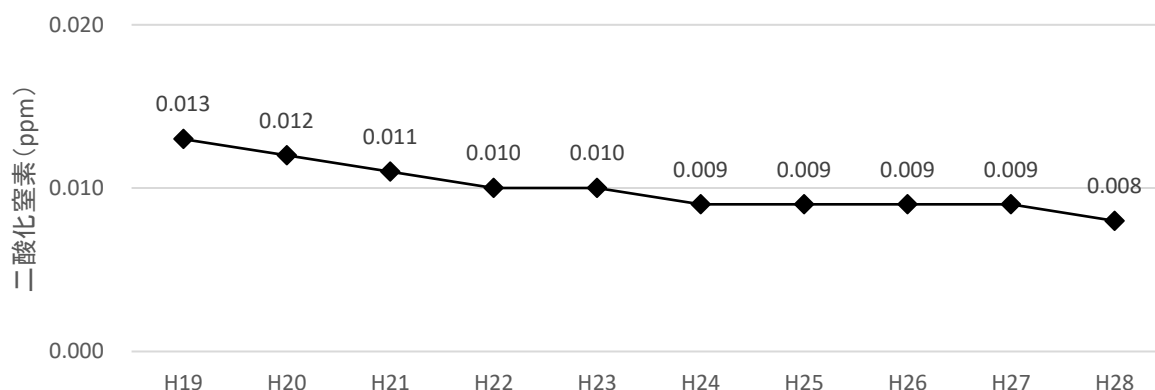
窒素酸化物は、工場や事業場、自動車などにおける燃料の燃焼過程において空気中の窒素と酸素の反応により生ずるものと、燃料中の窒素が酸化されて生ずるものがあり、大部分は一酸化窒素の形で排出され、大気中で二酸化窒素に変化します。



二酸化窒素は毒性が強く、気管支炎やぜんそく、肺水腫の原因となるなど、呼吸器に影響を及ぼします。

二酸化窒素の環境基準は 1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーンない又はそれ以下であることです。

平成 28 年度における測定結果は、県内すべての測定局において環境基準を達成しています。



〔図〕 二酸化窒素の測定結果（各年度）

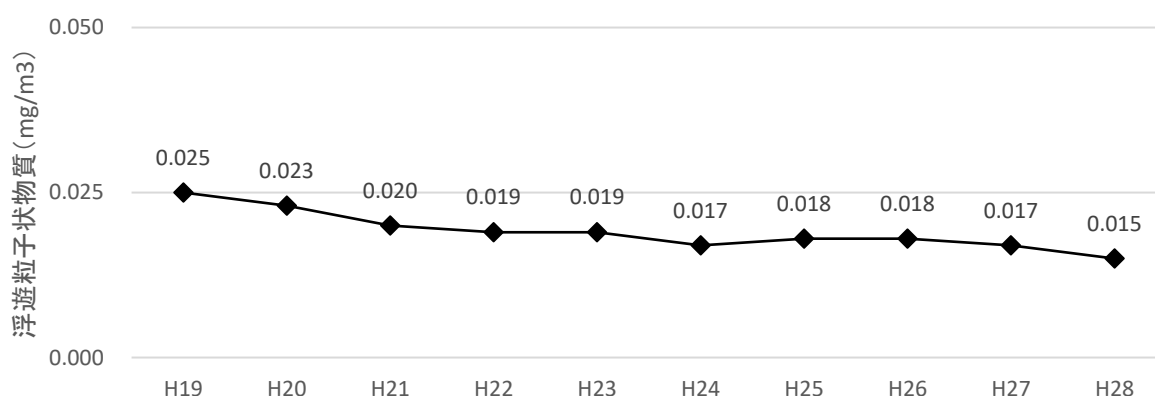
資料：群馬県

### ③浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質は、大気中に浮遊する物質粒子状物質のうち粒径 10 $\mu$ m以下のもので、大気中に比較的長時間滞留し、私たちの健康へ影響を与えているといわれています。

浮遊粒子状物質の環境基準は、1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m<sup>3</sup>以下であることです。

平成 28 年度における測定結果は、県内全測定局において環境基準を達成しています。



〔図〕 浮遊粒子状物質の測定結果（各年度）

資料：群馬県

### ④一酸化炭素

一酸化炭素は有機物の不完全燃焼により有機物の不完全燃焼により発生します。無味、無臭、無色、無刺激の空気より少し軽いガスで、体内に吸入すると貧血症を起こすことがあります。

一酸化炭素の環境基準は、1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であることです。

平成28年度における測定結果は、県設置の前橋局において環境基準を達成しています。

### ⑤光化学オキシダント

光化学オキシダントは、工場や自動車から直接排出されるものではなく、大気中に存在する様々な物質が化学反応して生成します。高濃度になると粘膜を刺激するため、目がチカチカしたり喉がいがらっぽく感じるなどの健康被害が発生する恐れがあります。

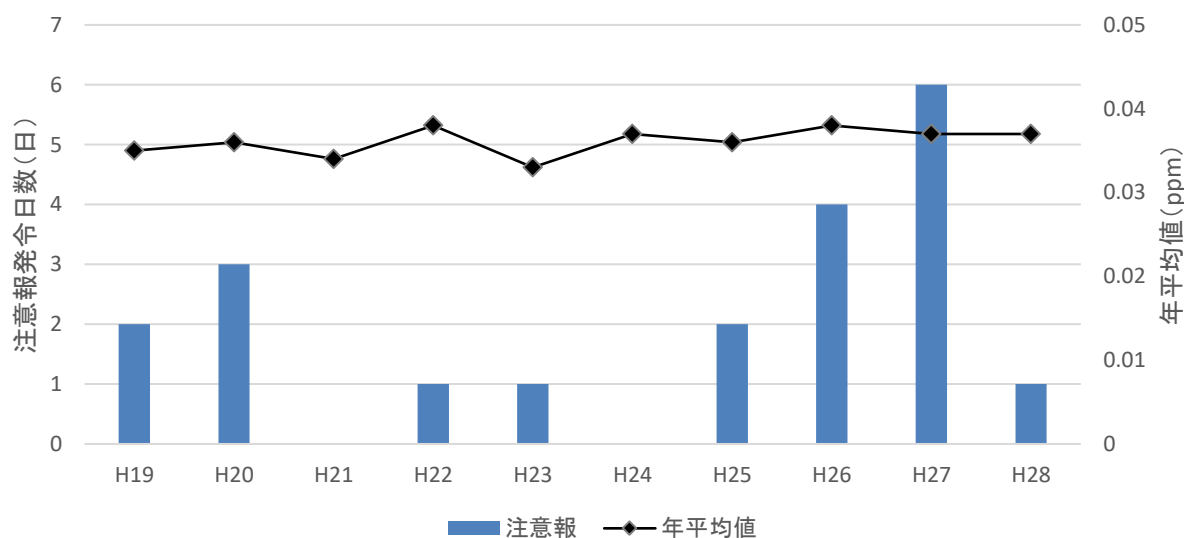
光化学オキシダントの環境基準は、1時間値の1日平均値が0.06ppm以下であることです。

平成28年度における測定結果は、県内全測定局において環境基準を達成しています。

群馬県では、光化学オキシダント等の濃度が高くなった際に「群馬県大気汚染緊急時対策実施要綱」に基づき、注意報の発令などを行っており、平成28年度については5月25日(火)に本市を含む県西部に注意報が発令されました。

〔表〕注意報発令時のお知らせ方法等

群馬県大気汚染情報ホームページ <a href="http://www.gunma-taiki.jp/">http://www.gunma-taiki.jp/</a>	注意報の他リアルタイム測定データも公表
環境省大気汚染物質広域監視システム「そらまめ君」ホームページ	
注意報等発令時の注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外での運動は避け、屋内運動に切り替える。</li> <li>・目やのどに刺激を感じた時は、洗眼、うがいなどをする。</li> <li>・症状が深刻なときや、数時間で回復しない場合は、医療機関で手当を受ける。</li> </ul>



〔図〕光化学オキシダント注意報発令状況等 (各年度)

資料:群馬県

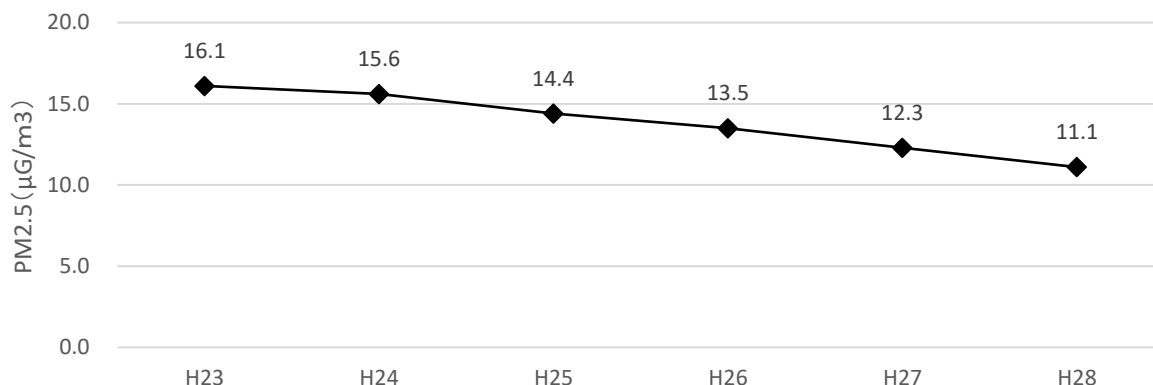
### ⑥微小粒子状物質 (PM2.5)

微小粒子状物質 (PM2.5) は、浮遊粒子状物質よりさらに細かく、粒径が2.5μm以下の小さ

な粒子のことです。粒子が細かいため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系や循環器系への影響が懸念されています。

PM2.5の環境基準は、1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下で、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であることです。

平成28年度における測定結果は、県内全測定局において環境基準を達成しています。



※23、24年度は前橋局の平均値、25年度は前橋局、太田局、沼田局の各年度平均値の平均値

〔図〕PM2.5測定結果（各年度）

資料：群馬県

### （3）空間放射線量の測定

平成23年度から市内各所（小学校11校、中学校5校、幼稚園・保育園26園、公共施設15か所）において、空間放射線量の測定を行っています。

平成28年度の測定結果は、全ての地点で問題のない測定結果（ $0.23\mu\text{Sv}/\text{h}$ 未満）となっています。



空間放射線の測定

〔表〕空間放射線量測定結果の推移

	単位	H24	H25	H26	H27	H28
小学校	$\mu\text{Sv}/\text{h}$	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05
中学校	$\mu\text{Sv}/\text{h}$	0.05	0.05	0.04	0.04	0.04
幼稚園・保育園	$\mu\text{Sv}/\text{h}$	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06
公共施設	$\mu\text{Sv}/\text{h}$	0.06	0.06	0.05	0.05	0.05

※測定機器：シンチレーションサーベイメータ TCS172-B

※環境省の定める「除染が必要な放射線量」は、 $0.23\mu\text{Sv}/\text{h}$ （マイクロシーベルト）。

※シーベルトという単位は、放射線の量をあらわす単位で、人体などが放射線のエネルギーを吸収したことによって受ける影響の度合いをあらわします。1シーベルトの千分の一が1ミリシーベルト、1ミリシーベルトの千分の一が1マイクロシーベルト（ $\mu\text{Sv}$ ）です。

※地上50cm・地上1mの高さで測定

※測定を行っている公共施設：烏川緑地スポーツ広場、毛野国丘陵白石公園、らん藤岡、藤岡市役所、岡之郷緑地公園、中央公園、藤岡総合運動場、二千階段、桜山公園、みかぼ森林公園、土と火の里、蛇喰溪谷、浄法寺スポーツ公園、鬼石総合グラウンド、庚申山総合公園

## 5 騒音・振動関係

### (1) 騒音規制法・振動規制法・群馬県生活環境を保全する条例

「騒音規制法」及び「振動規制法」は、工場及び事業場や建設作業から発生する騒音・振動を規制し、自動車騒音・振動に対する要請等を定めることにより、生活環境を保全し国民の健康に資することを目的としています。

本法は、規制対象として、事業所に設置されている施設や工事現場などの建設機械のうち、特に騒音・振動が発生する施設や作業に対し基準を定め、事業者には騒音・振動発生基準の遵守、市長への発生施設の届出等を義務付けています。

また、「群馬県生活環境を保全する条例」は、飲食営業等から深夜発生する騒音や航空機による商業宣伝放送のほか、「騒音規制法」や「振動規制法」による規制の対象外となる施設についても規制の対象\*としています。

※騒音に関してはコンクリートブロックマシン、製びん機(原動機を用いるものに限る。)、ダイカストマシンが振動については、圧延機械(原動機の定格出力の合計が 22.5 キロワット以上のものに限る。)、シェイクアウトマシン、オシレイティングベア、ダイカストマシン。

### (2) 騒音・振動について規制する地域の指定及び規制基準

騒音・振動公害は、発生源の周辺地域に限られることから、大気汚染や水質汚濁のように広域的に影響を及ぼす恐れがありません。そのため、生活実態のない地域について規制する必要が無いことから、保全する地域を指定し、この指定地域内にある工場・事業場等から発生する騒音・振動を規制しています。

〔表〕 区域の指定

区域の区分		区域名
騒音	振動	
第1種区域	第1種区域	用途地域のうち第一種低層住居専用地域の区域
第2種区域		用途地域のうち第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域の区域
		下日野、上日野及び高山(高木を除く。)の区域
		譲原、保美濃山及び坂原の国道462号線の両側500メートルの範囲の区域
		三波川の県道会場鬼石線の両側500メートルの範囲の区域
第3種区域		鬼石及び浄法寺のうち都市計画区域を除く区域
	第2種区域	用途地域のうち近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の区域
		市街化調整区域の区域
金井の区域		
第4種区域		鬼石及び浄法寺のうち都市計画区域の区域
		用途地域のうち工業地域及び工業専用地域の区域

①特定工場等規制基準

〔表〕 特定工場等騒音規制基準

	昼間 午前8時～午後6時	朝・夕 午前6時～午前8時 午後6時～午後9時	夜間 午後9時～翌午前6時
第1種区域	45デシベル	40デシベル	40デシベル
第2種区域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第4種区域	70デシベル	65デシベル	55デシベル

〔表〕 特定工場等振動規制基準

	昼間 午前8時～午後7時	夜間 午後7時～翌午前8時
第1種区域	65デシベル	55デシベル
第2種区域	70デシベル	65デシベル

②特定建設作業規制基準

〔表〕 特定建設作業騒音規制基準

	規制基準	夜間作業	1日の作業時間	作業期間	日曜日、その他の休日の作業
第1種区域	85デシベル (特定建設作業の場所の敷地境界線における騒音の大きさ)	午後7時～午前7時までは行わないこと	10時間を超えて行わないこと	連続して6日を超えて行わないこと	行わないこと
第2種区域					
第3種区域					
第4種区域の一部※					
第4種区域のうち上記以外の区域		午前10時～午前6時までは行わないこと	14時間を超えて行わないこと		
備考		災害、危険防止鉄道等の運行並びに道路法、道路交通法に基づき夜間行うこととなっている場合を除く。	その作業を開始した日に終わる場合、災害等により緊急を要する場合及び危険防止のため行う場合を除く。	災害等等により緊急を要する場合及び危険防止のため行う場合を除く。	災害、危険防止、鉄道等の運行、変電所の工事並びに道路法、道路交通法に基づき休日行うこととなっている場合を除く。

※第4種区域のうち学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の入院施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね80mの区域内

※特定建設作業: ①くい打ち切等を使用する作業、②びょう打機を使用する作業、③さく岩機を使用する作業、④空気圧縮機を使用する作業、⑤コンクリートプラントを設けて行う作業、⑥バックホウを使用する作業、⑦トラクターショベルを使用する作業、⑧ブルドーザーを使用する作業

〔表〕 特定建設作業振動規制基準

	規制基準	夜間作業	1日の作業時間	作業期間	日曜日、その他の休日の作業
第1種区域	75デシベル (特定建設作業の場所の敷地境界線における振動の大きさ)	午後7時～午前7時までは行わないこと	10時間を超えて行わないこと	連続して6日を超えて行わないこと	行わないこと
第2種区域					
第3種区域					
第4種区域の一部※					
第4種区域のうち上記以外の区域	午前10時～午前6時までは行わないこと	14時間を超えて行わないこと			
備考		災害、危険防止鉄道等の運行並びに道路法、道路交通法に基づき夜間行うこととなっている場合を除く。	その作業を開始した日に終わる場合、災害等により緊急を要する場合及び危険防止のため行う場合を除く。	災害等により緊急を要する場合及び危険防止のため行う場合を除く。	災害、危険防止、鉄道等の運行、変電所の工事並びに道路法、道路交通法に基づき休日行うこととなっている場合を除く。

※第4種区域のうち学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の入院施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね80mの区域内

※特定建設作業:①くい打ち機等を使用する作業、②鋼球を使用する作業、③舗装版破砕機を使用する作業、④ブレーカーを使用する作業、⑤空気圧縮機を使用する作業

## ③特定施設及び特定建設作業の届出状況

〔表〕 特定施設等届出状況（平成28年度）

	単位	特定施設 (騒音)	特定施設 (振動)	特定建設作業 (騒音)	特定建設作業 (振動)
届出	件	4	7	5	3

## ④飲食店営業等騒音規制基準

〔表〕 飲食店営業等騒音規制基準

	許容限度 (午前10時～翌午前6時まで)	対象営業
第1種区域	40デシベル	飲食店営業、喫茶店営業、ボーリング場営業、ゴルフ練習場営業、テニス練習場営業、バッティング練習場営業
第2種区域	45デシベル	
第3種区域	50デシベル	
第4種区域	55デシベル	

〔表〕 音響機器の使用限度

対象区域	制限の内容	対象音響機器	対象営業
指定地域全域	午前11時から翌日の午前6時まで使用禁止 ただし外に漏れない場合はこの限りでない	カラオケ装置、ステレオセット、拡声装置、録音・再生装置、有線ラジオ放送装置、楽器	飲食店営業

## (2) 環境騒音測定

騒音に係る環境基準は等価騒音レベルをもって評価します。

※等価騒音レベル:ある時間帯Tについて、変動する騒音レベルをエネルギー的に平均値として表したものの、時間的に変動する騒音のある時間帯Tにおける等価騒音レベルは、その時間範囲Tにおける平均二乗音圧と等しい平均二乗音圧をもつ定常音の騒音レベルに相当します。(単位はデシベル(dB)。)



環境騒音測定

〔表〕環境騒音測定調査結果（平成28年度）

測定日	測定地点	面する道路	環境基準値	平均騒音レベル	適合状況
H28.11.28	藤岡942-1	地方道 藤岡・本庄線	昼70db 夜65db	昼64.7db 夜60.0db	適合
H28.11.29	藤岡832-5	地方道 藤岡・大胡線	昼70db 夜65db	昼65.5db 夜58.8db	適合
H28.11.30	藤岡439	地方道 藤岡・本庄線	昼70db 夜65db	昼63.4db 夜56.2db	適合
H28.12.1	上戸塚35-4	市道117号線	昼70db 夜65db	昼65.7db 夜59.8db	適合
H28.12.5	藤岡2,118-1	国道254号線	昼70db 夜65db	昼67.8db 夜65.6db	不適合
H28.12.6	藤岡1,412-1	地方道 上日野・藤岡線	昼70db 夜65db	昼61.3db 夜53.6db	適合
H28.12.7	藤岡125	地方道 藤岡・本庄線	昼70db 夜65db	昼65.3db 夜58.3db	適合
H28.12.8	立石1,273	国道17号線	昼70db 夜65db	昼62.5db 夜61.1db	適合
H28.12.12	中栗須90-8	市道111号線	昼65db 夜60db	昼62.5db 夜61.1db	不適合
H28.12.13	藤岡1,152	地方道 寺尾・藤岡線	昼65db 夜60db	昼64.4db 夜62.3db	適合
H28.12.14	本動堂139-3	市道110号線	昼65db 夜60db	昼62.8db 夜53.3db	適合
H28.12.15	鮎川554	市道213号線	昼65db 夜60db	昼56.4db 夜47.1db	適合

〔表〕環境基準達成状況（各年度）

	単位	H24	H25	H26	H27	H28
測定地点数	地点	13	13	12	12	12
環境基準達成状況	地点	11	13	11	12	12
	%	84.6%	100.0%	91.7%	100.0%	100.0%
昼間	地点	13	13	12	12	11
	%	100%	100%	100%	100%	92%
夜間	地点	11	13	11	12	11
	%	84.6%	100.0%	91.7%	100.0%	91.7%

(4) 自動車騒音常時監視測定調査

騒音規制法第18条第1項の規定に基づき、市内道路に面する地域の環境基準の達成状況を面的に評価するため調査を行っています。



自動車騒音常時監視測定調査

〔表〕 自動車騒音常時監視結果（平成28年度）

路線名	調査区間	道路延長	対象戸数	環境基準 超過戸数	環境基準 達成率
一般国道254号	小林地内	0.5 km	12 戸	3 戸	75.0%
一般国道254号	小林～本郷田中	1.5 km	143 戸	3 戸	97.9%
前橋長瀬線	上栗須～上大塚	2.7 km	160 戸	3 戸	98.1%
前橋長瀬線	本郷田中～浄法寺	5.9 km	400 戸	1 戸	99.8%
藤岡本庄線	古桜町～小林	1.7 km	341 戸	57 戸	83.3%
小林立石線	小林～上戸塚	1.6 km	267 戸	0 戸	100.0%
計		13.9 km	1,323 戸	67 戸	94.9%

(5) 上越新幹線鉄道騒音・振動測定調査

上越新幹線における沿線地域の騒音・振動の状況を把握するため測定調査を行っています。



市内を走行する上越新幹線

〔表〕 新幹線鉄道騒音・振動調査結果（各年度）

測定日	測定場所	地域の類型	測点地点 側の軌道	平均 速度 km/h	測定結果		
					騒音(dB)		振動(dB)
					25m	50m	25m
H24.2.8	岡之郷地内	Ⅱ	下り	229.0	75.2	68.7	55.8
H24.11.27	岡之郷地内	Ⅱ	下り	234.5	77	73.6	54.6
H25.11.28	岡之郷地内	Ⅱ	下り	236.4	73.8	71.1	54.2
H26.11.27	岡之郷地内	Ⅱ	下り	229.9	72.6	70.4	58.2
H27.11.25	岡之郷地内	Ⅱ	下り	226.0	77	65	54
H28.11.25	岡之郷地内	Ⅱ	下り	227.0	75	73	50



(6) 騒音・振動の目安 (参考)

〔表〕 騒音の目安

デシベル	騒音の程度
20	置時計の秒針の音(前方1m)
30	郊外の深夜、ささやき声
40	深夜の市内、図書館
50	静かな事務所
60	静かな乗用車・普通の会話
70	電車のベル、掃除機
80	地下鉄の車内(窓を開けた状態)
90	犬の鳴き声(正面5m)
100	電車が通る時のガード下
110	自動車の警笛(前方2m)
120	飛行機のエンジン近く

〔表〕 振動の目安

デシベル	地震の震度階級	振動の程度
55以下	0 (無感)	人体に感じない
55~65	1 (微震)	静止している人が感じる
65~75	2 (軽震)	障子が僅かに動く
75~85	3 (弱震)	家屋が揺れ、戸、障子が鳴動
85~95	4 (中震)	家屋が激しく揺れる
95~105	5 (強震)	壁に割れ目が入る
105~110	6 (烈震)	家屋が倒壊(3割未満)
110以上	7 (激震)	家屋の倒壊(3割以上)

6 水質関係

(1) 水質汚濁防止法

「水質汚濁防止法」は、公共水域及び地下水の水質の汚濁防止の防止を図ることにより、国民の健康を保護し生活環境を保全することを目的としています。

本法は、規制対象として、事業所に設置されている施設のうち、有害物質などの指定物質を排出する施設に対し基準を定め、事業者には排出基準の遵守、県知事への排出施設の届出等を義務付けています。



市天然記念物 やりたなご

(2) 環境基準水域類型指定

水質汚濁に係る環境基準は、国民の健康を保護し生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準で、人の健康の保護に関する基準値と生活環境の保全に関する基準が定められています。なお、藤岡市内の河川、湖沼においては、神流川、烏川、鐺川の3河川及び神流湖(下久保ダム)が環境基準の水域類型指定を受けています。

(3) 水質調査結果

水質汚濁の原因には、事業所や家庭からの排水等がありますが、近年は生活排水に占める割合が一番大きいと言われてしています。

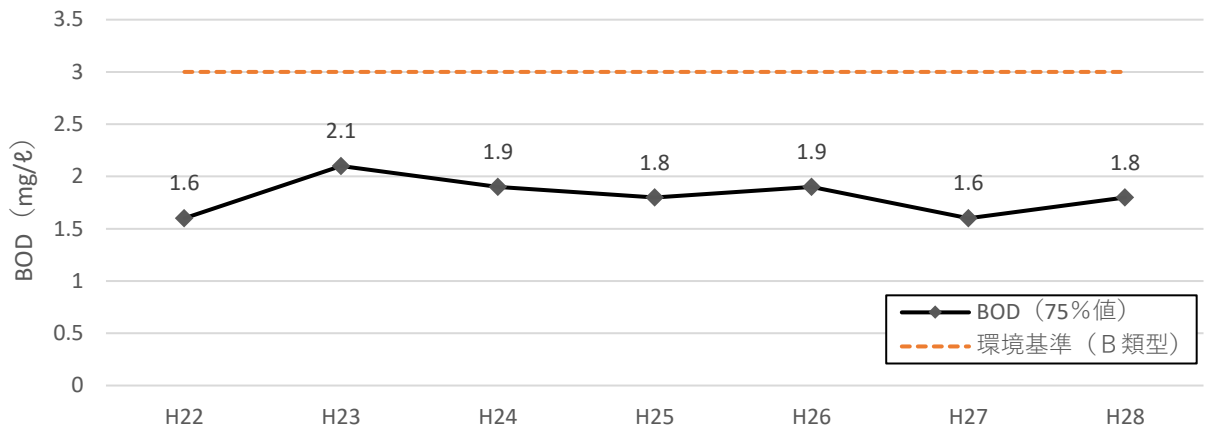
公共用水域や地下水の汚染状況を監視するため、群馬県と連携のもと継続して水質調査を行い、良好な水質の維持に努めています。

① 烏川の水質調査

烏川は、市北部を流れる河川であり、その水は利根川へ合流し、B類型(BOD値 3mg/ℓ以下)、生物B類型に指定されています。

平成28年度における河川の代表的な水質指標であるBOD(75%値<sup>※</sup>)は、環境基準を達成しています。

※75%値: BOD や COD の環境基準適合状況を判定するときに用いる数値で、年間の日平均値の全データをその値に小さいものから順位並べ、 $0.75 \times n$  番目 ( $n$  は日平均値のデータ数) の値 ( $0.75 \times n$  が整数でない場合は、端数を切り上げた数値) です。  
 ※BOD (生物化学的酸素要求量): 水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のこと、河川の有機汚濁を測る代表的な指標とされており、数値が大きいほど水質汚濁が著しくなります。



〔図〕 烏川 (岩倉橋) のBOD調査結果 (各年度)

資料: 群馬県

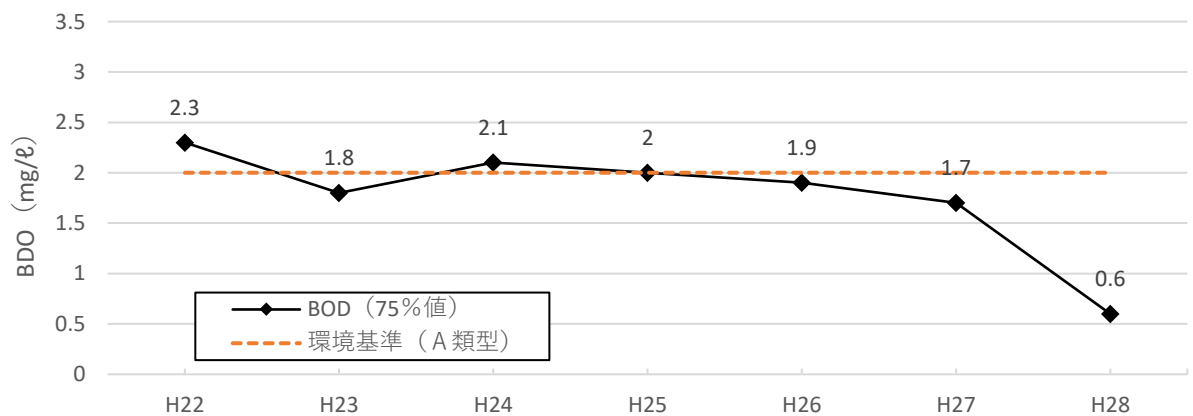
## ② 鐺川の水質調査

鐺川は、市北西部を流れる河川で、その水は烏川へ合流し、A類型 (BOD 値  $2\text{mg}/\ell$  以下)、生物B類型に指定されています。

平成 28 年度における河川の代表的な水質指標である BOD (75%値) は、環境基準を達成しています。



鐺川 (鐺川橋)



〔図〕 鐺川 (鐺川橋) のBOD調査結果 (各年度)

資料: 群馬県

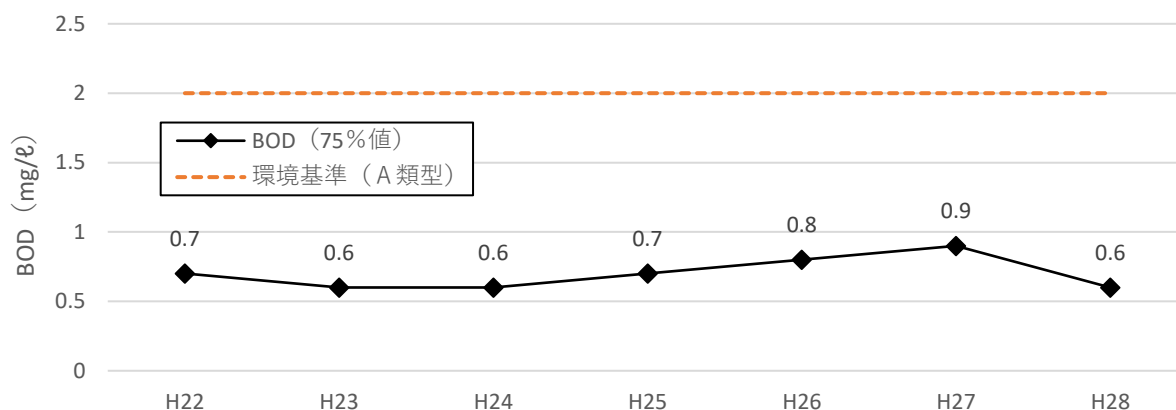
### ③神流川の水質調査

神流川は、市東部を流れる河川で、その水は烏川に合流し、A類型（BOD 値 2mg/ℓ 以下）、生物A類型に指定されています。



神流川(藤武橋)

平成 28 年度における河川の代表的な水質指標であるBOD（75%値）は、環境基準を達成しています。



〔図〕神流川（藤武橋）のBOD調査結果（各年度）

資料：群馬県

### ④神流湖の水質調査

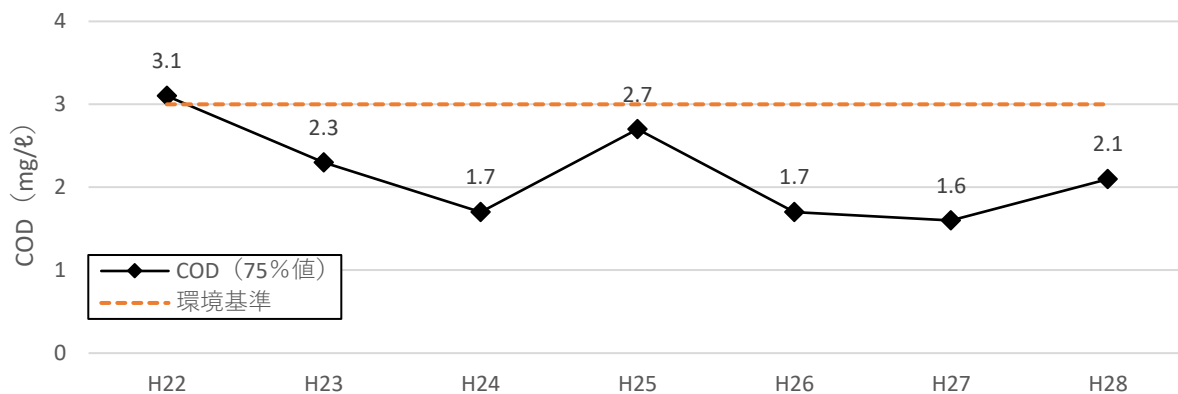
神流湖は、市南部に位置する人造湖であり、湖の水は市東部を流れる神流川から烏川、そして利根川に注がれ、A類型・Ⅲ類型・生物A類型に指定されています。



神流湖

平成 28 年度における湖沼の代表的な水質指標であるCOD（75%値）は、環境基準を達成しています。

※COD(科学的酸素要求量):酸化剤が水中の汚濁物を酸化する時に消費する酸素の量で、湖沼や海の汚れを図る代表的な目安として使われます。この値が大きいほど水が汚れていることを示します。



〔図〕神流湖のCOD調査結果（各年度）

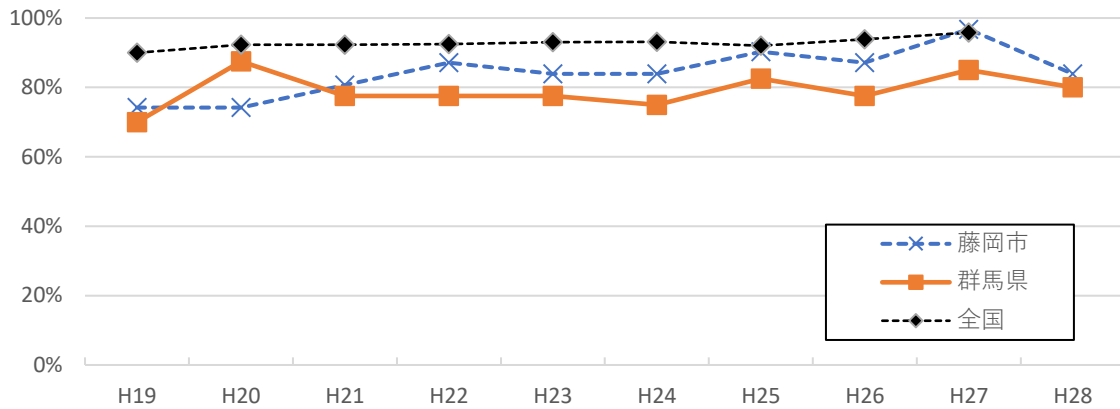
資料：群馬県

⑤8河川（鮎川、笹川、中川、温井川、中島川、思川、三波川、猿田川）の水質調査



水質調査

市では、各事業場における排水対策や家庭雑排水対策の指標とすることを目的に鮎川及び市内7河川の水質調査を行っています。なお、当該河川は、環境基準の河川類型指定を受けていないため、合流先河川の類型指定の環境基準で比較しています。



〔図〕 BOD 環境基準達成状況（各年度）

資料：群馬県

## 7 悪臭関係

### （1）悪臭防止法

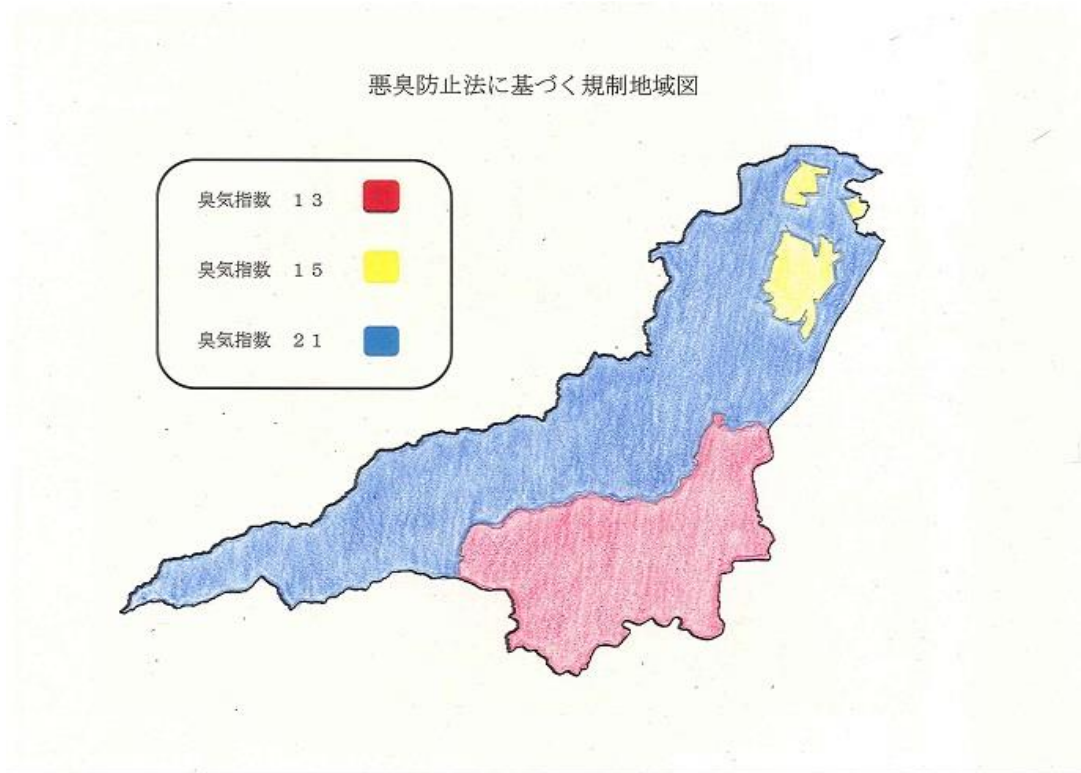
「悪臭防止法」は、工場その他事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行いうことで、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としています。

本法により、事業者等は境界線、気体排出口、排水水における悪臭の規制基準を守らなければなりません。

#### ①規制地域

各用途地域における敷地境界線上の規制基準（第1号基準）は以下のとおりです。

臭気指数区分	指定区域
臭気指数13	・鬼石地区全域(旧鬼石町全域)
臭気指数15	・第一種低層住居専用地域 ・第一種中高層住居専用地域 ・第二種中高層住居専用地域 ・第一種住居地域 ・第二種住居地域 ・準住居地域 ・近隣商業地域 ・商業地域 ・準工業地域
臭気指数21	・工業地域及び工業専用地域 ・指数15区域以外の市域全域



〔図〕 悪臭防止法に基づく規制区域

## ②敷地境界線の地表における臭気指数の規制基準

臭気指数とは、人間の嗅覚を用いて悪臭の程度を数値化したもので、具体的には、工場や事業場において臭いが感じられなくなるまで無臭空気でもめたときの希釈倍率(臭気濃度)を求め、その常用対数に10を乗じた値です。

※臭気指数:  $10 \times \log(\text{臭気が感じられなくなるまで希釈した時の希釈倍数})$

## ③悪臭に係る規制基準の考え方

においは、臭気物質が嗅細胞を刺激することにより感じられ、空気中の臭気物質の濃度が高くなれば、それだけにおいも強く感じられます。においの強さは感覚的なものであることから、その程度を数値化する手法として④の表のように、においの強さを6段階に分け、0から5までの数値で表す臭気強度表示法が使用されています。

この臭気強度表示法は悪臭防止法において、規制基準を定めるための基本的考え方として用いられており、臭気強度2.5~3.6に対応する物質濃度、臭気指数(においを定められた方法で人間の嗅覚を用いて測定するもの)が敷地境界線の規制基準の範囲として定められています。

#### ④ 6段階臭気強度表示法による臭気強度と規制基準の関係

〔表〕 臭気強度

臭気強度	内 容	
0	無臭	
1	やっと感知できるにおい(検知閾値濃度)	
2	何のにおいかがわかる弱いにおい(認知閾値濃度)	敷地境界線の規制基準設定の範囲
(2.5)	(2と3の間)	
3	らくに感知できるにおい	
(3.5)	(3と4の間)	
4	強いにおい	
5	強烈なにおい	

#### ⑤ 臭気強度に対応する臭気指数

〔表〕 臭気強度に対応する臭気指数

臭気強度	2.5	3.0	3.5
臭気指数	10~15	12~18	14~21

## 8 有害化学物質

ダイオキシン類は、発癌性や生殖毒性を有することから 1990 年代頃から環境問題として注目されました。物の燃焼の過程等で非意図的に生成されてしまう物質で、ダイオキシン類の主な発生源は、ごみの焼却による燃焼ですが、その他に、製鋼用電気炉、たばこの煙、自動車排出ガスなど様々な発生源があります。



清掃センター

清掃センターでは、ダイオキシン類の排出抑制のため、廃棄物を高温で完全燃焼させた後、ろ過してから放出しており、施設から出るダイオキシン類を毎年測定しています。

なお、家庭用の簡易な焼却炉によるごみの焼却や野焼きについては、ダイオキシン類を削減する観点からも例外を除き禁止されています。

〔表〕ダイオキシン類測定調査結果（各年度）

項目 年度	大気 年平均値 (pg)	土壌 平均値 (pg)	地下水 (pg)	公共用水域(pg)		清掃センター排ガス(ng)	
				水質	低質	第1号炉	第2号炉
基準値	0.6pg-TEQ/ℓ	1,000pg-TEQ/ℓ	1pg-TEQ/ℓ	1.0pg-TEQ/ℓ	150pg-TEQ/ℓ	1ng-TEQ/ℓ	
H24	0.026 市役所	-	0.016 鬼石地内	0.094 神流川・神流川橋	1.0 神流川・神流川橋	0.00048	0.00300
H25	-	-	-	-	-	0.0015	0.0028
H26	-	-	-	-	-	0.017	0.011
H27	-	-	-	0.680 神流川・神流川橋	0.24 神流川・神流川橋	0.012	0.029
H28	0.020 市役所	-	-	-	-	0.00052	0.0047

資料：群馬県・清掃センター

※pg(ピコグラム)：1pgは、1兆分の1グラムに相当します。

※ng(ナノグラム)：1ngは、10億分の1グラムに相当します。

※TEQ(ティーイーキュー)：ダイオキシン類は塩素の数や付く位置によって形が変わり(「異性体」といいます)その種類は200種類以上ありますが、毒性があると見なされているのは29種類で、異性体によって毒性に差があり、2,3,7,8-TCDDが最も毒性が強いことが知られています。そのためダイオキシン類としての全体の毒性を評価するためには、合計した影響を与えるための手段が必要であることから、最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの毒性を1として、他のダイオキシン類の種類の毒性の強さを換算した係数が用いられています。この係数は毒性等価係数と濃度の積を足し合わせた値で示され、この単位が毒性等量(TEQ: Toxicity Equivalency Quantity)と表現されています。

## 9 公害防止施設整備資金

市では、中小企業者が公害防止のため行う施設の整備等について、融資や利子補給を行っています。

〔表〕整備資金貸付状況（各年度）

	貸付件数	新規貸付	預託金額	利子補給額
H19	1 件	0 件	50,000 円	35,279 円
H20	0 件	0 件	0 円	22,156 円
H21	0 件	0 件	0 円	14,891 円
H22	0 件	0 件	0 円	7,690 円
H23	0 件	0 件	0 円	1,159 円
H24	0 件	0 件	0 円	0 円
H25	0 件	0 件	0 円	0 円
H26	0 件	0 件	0 円	0 円
H27	0 件	0 件	0 円	0 円
H28	0 件	0 件	0 円	0 円
累計(H4～H28)	118 件	13 件	130,832,000 円	10,303,765 円

## 10 環境保全協定

企業の事業活動に伴って発生する公害の防止や環境への負荷を低減するため、行政と各事業所が協力し、環境保全の取組みに万全を期する必要があることから、本市は市内に立地する主要な事業所と個別に環境保全協定を締結しています。

この協定に基づき各事業所に対し、必要に応じて公害防止対策や環境保全活動の推進について協力を求め、適切な指導を行っています。

〔表〕環境保全協定締結企業（平成28年度末現在）

No.	企業名	所在地	業種
1	オオサキメディカル(株)	三本木430-6	製造業(医療用品)
2	(有)美松運送	三本木430-7	運輸業(一般貨物自動車運送)
3	(株)ダイヤモンド	牛田700	製造業(金属製品)
4	日本メジフィジックス(株)	三本木430-1	製造業(医療用品)
5	桐灰小林製薬(株)	本動堂250-8	製造業(医療用品)
6	(株)久保田製作所	中大塚1065-3	製造業(輸送用機械器具)
7	(株)センモ	本動堂250-9	卸売業(建設材料)
8	太陽誘電ケミカルテクノロジー(株)	本動堂927-1	製造業(金属製品)
9	武内プレス工業(株)	牛田703	製造業(金属製品)
10	(株)チノー	森1	製造業(電気機械器具)
11	東京特殊硝子(株)	牛田701	製造業(ガラス)
12	東京レーダー(株)	中大塚1065-2	製造業(情報通信機器製品)
13	(株)フセコー	中大塚973	サービス業(産業廃棄物処理)
14	(株)細川洋行	牛田704	製造業(プラスチック製品)
15	(株)GMタイセー	中大塚1073-3	製造業(電子部品・デバイス・電子回路)
16	PIAA(株)	本動堂970-3	製造業(輸送用機械器具)
17	三菱鉛筆(株)	立石1091	製造業(事務用品)
18	ヨシモトボール(株)	中栗須508	製造業(金属製品)
19	市光工業(株)(藤岡製造所)	東平井1467	製造業(輸送用機械器具)
20	市光工業(株)(ミラー製造所)	藤岡1360	製造業(輸送用機械器具)
21	マックス(株)	森33-1	製造業(事務用品)
22	(株)野島製作所	三本木560	製造業(輸送用機械器具)
23	(有)中林塗装工業	中843	製造業(金属製品)
24	群馬郵便通送(株)	篠塚700-7	郵便業
25	根岸塗装(有)	中栗須167-10	製造業(金属製品)
26	サンキン(株)	三本木430-5	製造業(金属製品)
27	(有)堀口塗装工業	中1011-3	製造業(金属製品)
28	(株)藤岡寺田電機製作所	森55	製造業(電気機器)
29	日本肥糧(株)	岡之郷559-3	製造業(肥料)
30	東邦亜鉛(株)	中387	製造業(製錬)
31	(株)協正金型製作所	東平井1410-3	製造業(輸送用機械器具)
32	(有)馬場塗装工場	下栗須381-4	製造業(金属製品)
33	(株)オオヤマ塗装	本動堂746-1	製造業(金属製品)
34	(株)吉野工業所(群馬工場)	岡之郷350	製造業(プラスチック製品)
35	(株)吉野工業所(藤岡工場)	上大塚1200	製造業(プラスチック製品)
36	みどり化学(株)	三本木430-3	製造業(医療品)
37	(株)アープ	立石1186-2	電気業(発電業)



## V 環境衛生

### 1 狂犬病の予防

狂犬病の予防及び蔓延の防止や飼い主の飼育マナー啓発することにより公衆衛生の向上を図っています。

#### (1) 犬の登録および狂犬病予防注射の接種

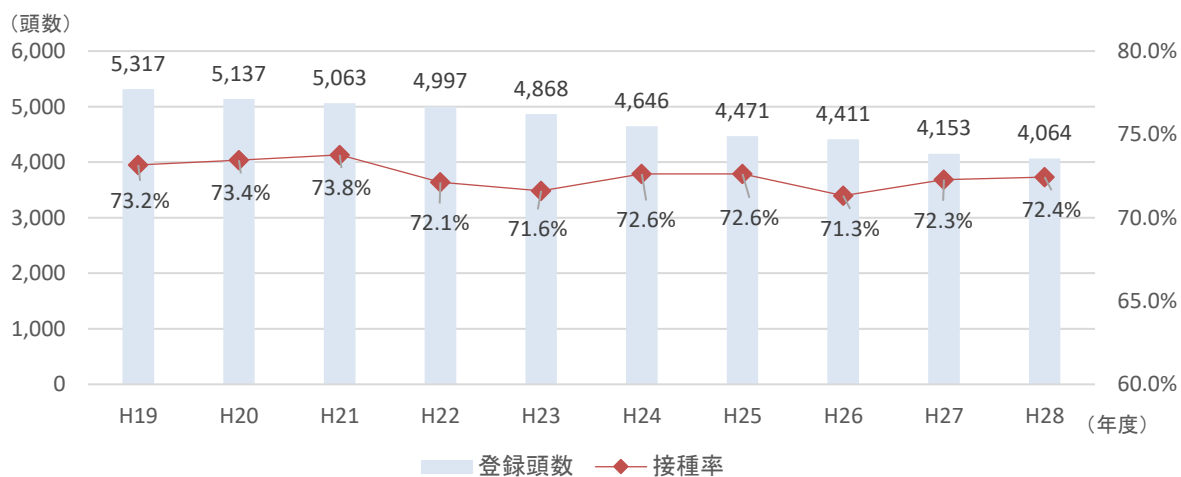
犬は生後 91 日以上になると、狂犬病予防法により市への登録と年 1 回の狂犬病予防のための注射の接種が義務付けられています。



市広報紙(狂犬病予防接種)

〔表〕 犬の登録状況及び狂犬病予防注射の実施状況

	登録頭数		新規登録・死亡・転出入の内訳				狂犬病予防注射の実績			
	期末 現在	前年比	新規 登録数	登録犬 死亡数	転入数	転出数	集合注射	個別注射	計	接種率
H24	4,646	△ 222	253	479	22	18	2,446	928	3,374	72.6%
H25	4,471	△ 175	241	411	8	13	2,272	975	3,247	72.6%
H26	4,411	△ 60	282	352	24	14	2,061	1,085	3,146	71.3%
H27	4,153	△ 258	218	491	38	23	1,887	1,115	3,002	72.3%
H28	4,064	△ 89	315	372	35	67	1,753	1,191	2,944	72.4%



〔図〕 登録頭数及び予防注射実施率（各年度）

#### (2) 狂犬病予防集合注射の実施

狂犬病の予防および蔓延を防ぐため、各行政区において春期と夏期に狂犬病予防集合注射を実施しています。

春期： 5月（9日間）／72会場（うち休日1日間）

秋期： 10月（4日間）／32会場（うち休日1日間）



狂犬病予防集合注射

### (3) 飼い主のマナーの向上

犬の飼い主のマナー向上を図るために、行政区からの要望に応じ啓発看板を配布しています。

〔表〕啓発看板配布状況

	H24	H25	H26	H27	H28
啓発看板	76枚	80枚	64枚	72枚	30枚

## 2 スズメバチ駆除費補助事業

スズメバチによる危険を防止し、市民生活の安全を図るため、スズメバチの巣の駆除に要した費用の一部を補助しています。

### (1) 補助の概要

スズメバチの駆除に要した費用の2分の1に相当する額とし、上限1万円の補助。



スズメバチの巣

〔表〕スズメバチ駆除費補助事業の申請状況

	件	H24	H25	H26	H27	H28
交付件数	件	38	37	49	91	100
決算額	円	210,000	212,000	305,900	630,100	663,300
対象経費	円	450,900	446,800	638,880	1,373,560	1,407,560

## 3 墓地・納骨堂等の経営等の許可等

墓地や納骨堂、火葬場の経営の適正化を図ることにより良好な環境を確保するため、墓地、埋葬等に関する法律に基づき、墓地・納骨堂等の経営許可などに関する業務を行っています。

〔表〕墓地等の設置数（平成28年度末現在）

	単位	墓地	納骨堂	火葬場	計
設置数	件	1,854	1	1	1,856

### (1) 墓地の経営許可等

墓地や納骨堂、火葬場を新たに設置する場合や拡張、廃止する場合は市長の許可を得なければなりません。

〔表〕各年度における許可申請等の状況

	単位	H24	H25	H26	H27	H28
事前協議	件	0	0	0	2	5
経営許可申請	件	0	0	0	1	2
変更許可申請	件	0	2	0	1	11
廃止許可申請	件	2	1	0	0	7
事前相談	件	5	2	11	7	3

※本業務は平成24年4月1日より群馬県から移譲された業務です。

#### 4 飲料水の衛生管理

衛生的で安全な水の供給することにより公衆衛生の向上と生活環境の改善を図るため、水道法及び藤岡市小水道条例に基づき、専用水道、簡易専用水道及び小水道における施設の設置許可や衛生指導などに関する業務を行っています。

〔表〕各水道施設の設置状況（平成 28 年度末現在）

	単位	専用水道	簡易専用水道	小水道		
				小水道事業	専用小水道	専用自家水道
設置状況	施設	3	50	18	1	9

#### （1）施設の設置等に係る各種許可・届出等の状況

##### ①専用水道

専用水道の布設工事（新設・増設・改造）をしようとする場合は、市長の確認を受けなければなりません。

〔表〕各年度における確認申請等の状況

	単位	H25	H26	H27	H28
確認申請	件	0	0	0	0
各種届出	件	1	2	0	0

##### ②簡易専用水道

〔表〕各年度における届出の状況

	単位	H25	H26	H27	H28
各種届出	件	3	9	1	1

##### ③小水道

小水道を経営しようとする場合や廃止しようとする場合は、市長の許可を受けなければなりません。

〔表〕各年度における許可申請等の状況

	単位	H25	H26	H27	H28
許可申請	件	0	0	0	0
各種届出	件	0	2	0	0

## (2) 水道施設等への立入検査

水道施設から供給される水が衛生的で安全であるか確認するため、水道法及び小水道条例に基づく立入検査を実施しています。

〔表〕立入検査実施状況（平成 28 年度）

	単位	専用水道	簡易専用水道	小水道		
				小水道事業	専用小水道	専用自家水道
実施件数	施設	0	11	7	1	1

※専用水道：寄宿舍・社宅・療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であって、次のいずれかに該当するものをいいます。

①100 人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの。

②その水道施設の一日最大給水量が 20 m<sup>3</sup>を超えるもの。(ただし、他の水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水道施設のうち地表又は地中に施設されている部分の規模が政令で定める基準以下である水道を除く。)

※簡易専用水道：水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするもので、その水をいったん受水槽に溜めてから給水する水道で、受水槽の有効容量の合計が 10 m<sup>3</sup>を超えるものをいいます。

※小水道：水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体で、水道法で規定する水道事業及び水道用水供給事業の用に供する水道、専用水道並びに貯水槽水道以外のものをいいます。ただし、臨時に施設されたものは除きます。

①小水道事業：一般の需要に応じて、小水道により水を供給する事業及び当該事業を行うものに対してその用水を供給する事業をいいます。ただし、給水人口が 30 人未満である小水道によるものを除きます。

②専用小水道：寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の小水道その他小水道事業の用に供する小水道以外の小水道であって、30人以上の者にその居住に必要な水を供給するものをいう。ただし、小水道事業の用に供する小水道から供給を受ける水のみを水源とするものを除きます。

③専用自家水道：学校、事務所、事業所等における自家用の小水道その他小水道事業の用に供する小水道以外の小水道であって、30人以上の者にその飲用に必要な水を供給するものをいいます。ただし、小水道事業の用に供する小水道から供給を受ける水のみを水源とするものを除きます。

## VI 環境基本計画

### 1 計画の概要

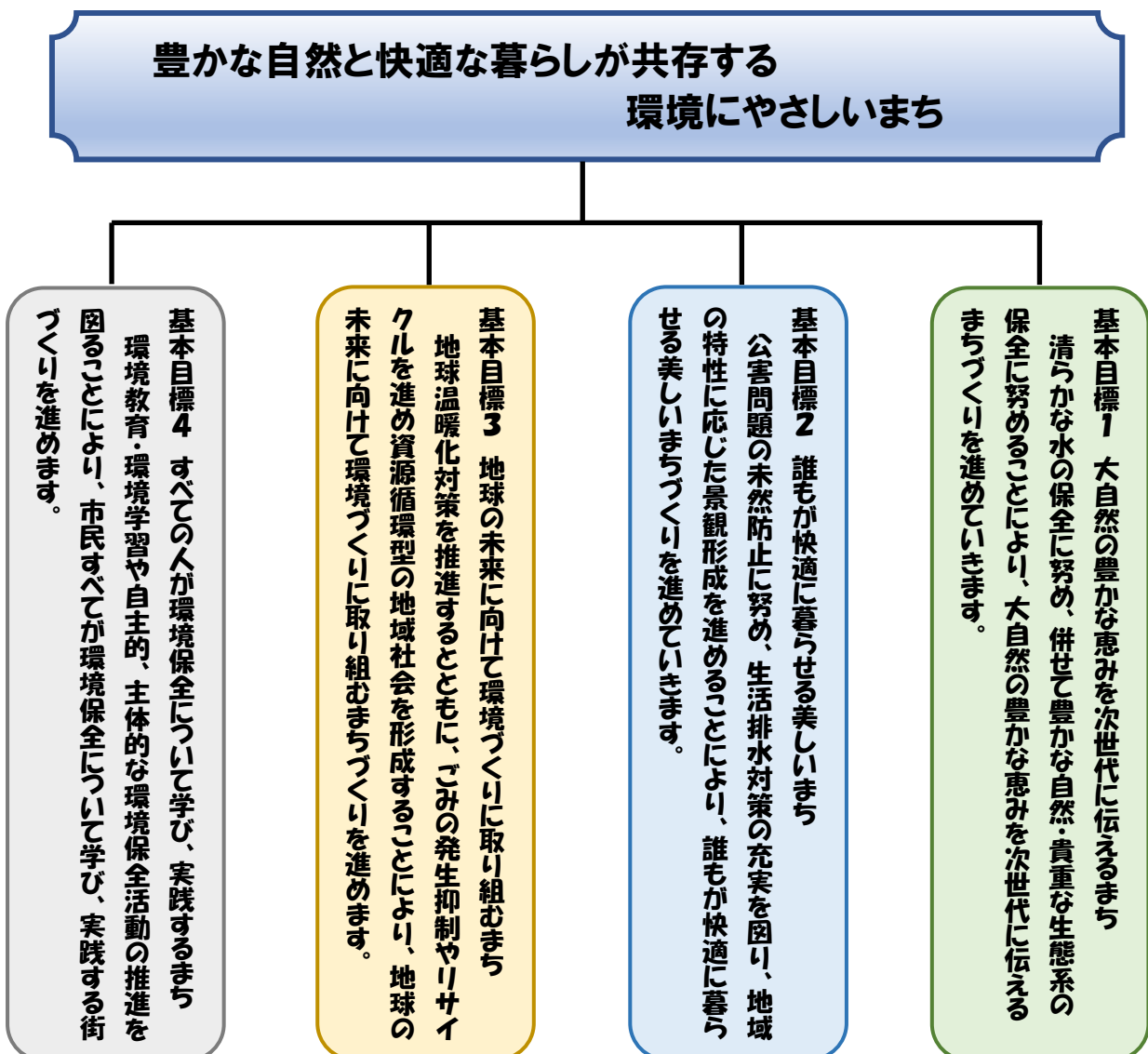
藤岡市環境基本計画は、藤岡市環境基本条例に示された基本理念に基づき、藤岡市の良好な環境を保全及び創造し、将来の世代も含めた市民が住みやすく、安全で快適に暮らしていくことのできるまちづくりを進めるための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

また、本計画は、平成 20 年 3 月に策定した「第 4 次藤岡市総合計画」の環境面での基本施策である「快適なふじおか」の実現に向けて、市民、事業者、行政が適切な役割分担と協力・協働に基づき、自主的かつ積極的に環境保全を推進するための指針となるものです。

### 2 計画期間

平成 21 年 3 月に策定した現行計画（第 2 次計画）は平成 21 年度から平成 30 年度までの 10 年を計画期間としています。

### 3 望ましい環境像と 4 つの基本目標



#### 4 計画の進捗状況

### 基本目標1 大自然豊かな恵みを次世代に伝えるまち


#### (1) 清らかな水の保全

##### 水源の維持と水質の保全

指標項目		単位	平成18年度 (基準)	平成28年度	平成29年度 (最終)
河川の水質基準達成率	目標	%	-	-	100.0
	実績		86.0	83.9	

※鮎川、中川、笹川、中島川、温井川、猿田川、思川、三波川における BOD 環境基準の達成率

##### 清流と水辺環境の保全

指標項目		単位	平成19年度 (基準)	平成28年度	平成30年度 (最終)
水辺空間の整備率	目標	%	-	-	
	実績		-	-	-



#### (2) 豊かな自然と貴重な生態系の保全

##### 森林の整備・保全

指標項目		単位	平成19年度 (基準)	平成28年度	平成30年度 (最終)
森林整備率	目標	%	-	-	20
	実績		2	3.3%	

※森林整備率: 整備済森林面積 ÷ 森林面積

##### 貴重な動植物の保護と生態系の保全

指標項目		単位	平成19年度 (基準)	平成28年度	平成30年度 (最終)
自然保護団体数	目標	団体	9	-	
	実績		9	15	
自然保護活動者数	目標	人	-	-	
	実績		328	541	

※自然保護団体数: 自然保護に関する活動に関し、市内に事務所を有する NPO 法人またはボランティアバンクの登録している団体数。

※自然保護活動者数: 自然保護団体の会員数

## 基本目標2 誰もが快適に暮らせる美しいまち

### (1) 快適で安らげる生活環境の確保

#### 生活排水対策の推進

指標項目		単位	平成18年度 (基準)	平成28年度	平成29年度 (最終)
下水道の普及率	目標	%	-	-	29.0
	実績		21.8	32.1	
水洗化率(接続率)	目標	%	-	-	85.0
	実績		77.6	73.3	
合併処理浄化槽数	目標	基	-	3,500	5,000
	実績		2,390	6,990	

※下水道普及率:共用開始区域人口÷人口

※水洗化率(接続率):接続人口÷共用開始区域人口

#### 公害の未然防止

指標項目		単位	平成18年度 (基準)	平成28年度	平成29年度 (最終)
公害苦情件数	目標	件	-	-	100
	実績		176	178	
環境保全協定締結事業者数	目標	事業者	-	-	100
	実績		52	37	


### (2) 美しい景観、心和む風景の保全

#### 自然環境の保全

指標項目		単位	平成18年度 (基準)	平成28年度	平成29年度 (最終)
緑の基本計画における住民満足度	目標	%	45.0	-	65.0
	実績		-	-	

※アンケート調査未実施

#### 街並みの景観と緑地の保全

指標項目		単位	平成18年度 (基準)	平成28年度	平成29年度 (最終)
景観満足度	目標	%	-	-	
	実績		-	61.5% (平成24年度)	
市街地公園利用者数	目標	人	-	-	700,000
	実績		424,138	370,736	
1人あたりの都市計画公園面積	目標	m2	-	-	68.8
	実績		10.9	13.3	

※景観満足度:景観に対する市民の満足度

※市街地公園利用者数:市有施設(市民体育館・市民プール等)利用者数

※一人あたりの都市計画公園面積:85ha÷64千人

### 基本目標3 地球の未来に向けて環境づくりに取り組むまち

#### (1) 地球温暖化対策の推進

##### 温室効果ガスの排出抑制

指標項目		単位	平成18年度 (基準)	平成28年度	平成29年度 (最終)
市のCO2排出量削減率	目標	%	-	-	10.0
	実績		-	2.4	

※市の事務事業より排出される温室効果ガスの削減割合

##### 新エネルギーの導入推進

指標項目		単位	平成19年度 (基準)	平成28年度	平成30年度 (最終)
太陽光発電システム導入助成制度利用世帯数	目標	世帯	-	-	200
	実績		-	1,446	

※太陽光発電システム導入助成制度利用世帯数:補助金交付件数

#### (2) 誰もが快適に暮らせる美しいまち

##### 資源循環型の地域社会の形成

指標項目		単位	平成19年度 (基準)	平成28年度	平成30年度 (最終)
一般廃棄物の総排出量	目標	t	-	-	27,540
	実績		29,904	27,980	
一般廃棄物の再生利用率	目標	%	-	-	18
	実績		13.7	20.6	

※一般廃棄物の総排出量:清掃センターへ搬入される一般廃棄物

※一般廃棄物の再生利用率:一般廃棄物の総排出量のうち再資源化した割合



## 基本目標4 すべての人が環境保全について学び、実践するまち

### (1) 環境教育・環境学習の推進

#### 環境保全について意識啓発、環境に対する理解増進

指標項目		単位	平成19年度 (基準)	平成28年度	平成30年度 (最終)
こどもエコクラブ加入団体数	目標	団体	-	-	16
	実績		-	1	

※こどもエコクラブ加入団体数:市内のエコクラブ加入団体数

#### 環境情報の提供、情報公開の推進

指標項目		単位	平成19年度 (基準)	平成28年度	平成30年度 (最終)
環境アドバイザー登録者数	目標	人	-	-	30
	実績		11	11	

※環境アドバイザー登録者数:市内の環境アドバイザー登録者数

### (2) 環境保全活動の推進

#### 主体的な環境保全活動の推進

指標項目		単位	平成18年度 (基準)	平成28年度	平成29年度 (最終)
環境活動市民団体数	目標	団体	-	-	100
	実績		34	121	
環境美化活動への参加者数	目標	人	-	2,000	2,500
	実績		1,550	4,669	
指標項目		単位	平成19年度 (基準)	平成28年度	平成30年度 (最終)
環境認証取得事業者数	目標	事業者	-	-	16
	実績		53	95	

※環境美化活動市民団体数:地域美化活動、花と緑のクリーン作戦登録及び、河川クリーン作戦への参加団体数

※環境認証取得事業者数:環境認証(ISO14001、エコアクション 21、群馬環境 GS など)を取得している事業者数

#### 協働のための仕組みづくり

指標項目		単位	平成19年度 (基準)	平成28年度	平成30年度 (最終)
アダプトプログラム登録件数	目標	件	-	-	120
	実績		-	74	

※アダプトプログラム登録件数:地域美化活動登録団体及び花と緑のクリーン作戦登録団体数

平成 29 年度環境事業概要  
(平成 28 年度実績報告書)

平成 30 年 3 月 発行

藤岡市役所 市民環境部 環境課